

## ■ 事前評価シート（温暖化対策分科会）評価解説（あ）～（つ）

## 施策⑩家庭・事業者の省エネルギーの推進

## 【評価できる点】

## ⑨評価解説（あ）：

エコファミリー登録世帯数は、424 世帯であった令和元(2019)年度以降着実に増加し、令和 6 年度末 1,098 世帯、前年度比 153 世帯増で、初めて大台の 1,000 世帯を超えていて、令和 7 年 7 月 7 日現在では 1,189 世帯となっていることは、2050 年までに『二酸化炭素排出実績ゼロ』を目指すことを含めた気候非常事態宣言を寒川町と共同で令和 3 年 4 月 1 日に表明する等で、市民の省エネ・CO<sub>2</sub>排出削減意識向上の傾向が表れている。これは広報(普及・啓発)活動の成果であると評価出来る。これまで市への転入者増が想定以上に続いていたこともあるが、今年度をピークにして、少子高齢化と共に人口減少が始まると予測されていることから高齢者世代への広報も重要と思料する。

## ⑩評価解説（い）：

環境省の「自治体排出量カルテ、茅ヶ崎市」では、「産業」部門の特定事業所の中において、本市内で最も CO<sub>2</sub>排出量が多い業種は「非鉄金属製造業」と公表されていて、3 箇所の特定事業所が登録されている。例として、3 箇所の特定事業所からの令和 3(2021)年度の CO<sub>2</sub>排出量は 93 千 t-CO<sub>2</sub>であり、「産業」部門の特定事業所からの全 CO<sub>2</sub>排出量 136 千 t-CO<sub>2</sub>の 68%である。茅ヶ崎市の「産業」部門全体の CO<sub>2</sub>排出量 422 千 t-CO<sub>2</sub>の 22.0%である。この 3 特定事業所は、2030 年までに 2013 年度比 40%削減の目標を設定している東邦チタニウム(株)と、2031 年度までに 2013 年度比 40%削減の目標を設定している(株)東洋アルミ(萩園・矢畑の 2 事業所)が含まれており、「ちがさきエコネット」のエコ事業者にも登録されている。又、他の業種では、2030 年に 50%削減(2023 年比)及び 2050 年には実質ゼロを定めている(株)アルバック、2030 年に 47.5%削減(2021 年比)及び 2040 年再エネ導入率 100%更に 2050 年カーボンニュートラルを目指す TOTO(株)、2030 年に 46%削減(2013 年比)及び 2050 年にはカーボンニュートラル達成、更に工場・オフィスの ZEB 化を目指しているトピー工業(株)(尚、エコ事業所に於いては、業種は何故か農林水産業となっている)、段ボール事業に於いて森林管理協議会(FSC:Forest Stewardship Council®)認証を取得し、地域環境保全の貢献に取り組んで自社施設や設備に於いて、ソーラーパネルや最新の省エネ技術の積極導入を行い、CO<sub>2</sub>排出量削減を推進している(株)みやざわ等、特定時事業所或いは大規模工場を有している多くの企業がエコ事業者に登録されていることも評価出来る。

更に、省エネ・省資源、メタネーション。カーボンクレジット、CCUS 等で都市ガスの CN 化を推進している東京ガスファーストエナジー(株)、施設内でのペットボトル販売を終了し、施設内で使用する電力を 100%再生エネに切り替える等、積極的に省エネ・省資源を推進している(株)ゴルフダイジェスト・オンライン等、市内の「業務その他」部門に属する第三次産業のサービス業も登録されていることも含めて、政策目標の数値指標の達成のための取り組みとして評価出来る。

⑪評価解説(う)：

コロナ感染症蔓延以降、茅ヶ崎市の人口は令和 3 年度に大きく増加し、引き続き令和 4 年度以降も人口は増加し、特に労働年齢人口の 15～64 才人口が増加している。人口の自然増ではなく、転入者人口の増加である現状を鑑みると、令和 3 年度に取り組んだ「市外からの転入者に対し、市の取組みを、市民便利帳 2021 年度版に特集記事を掲載し紹介した。」を令和 4 年度には更に丁寧に「市外からの転入者や市内在住者に対し、市の取組みや役立つ情報等を紹介したことと共に、環境に配慮した設備等への補助金等の紹介を掲載した」ことは評価出来るが、昨年度に引き続きいた事業の取組みであり、実績報告の記載が無いため、申請者が少なく(予算を繰越して)継続したのか、この補助金制度が当初から複数年計画であったのかで評価は異なる(分科会当日に回答を頂きたい。)

【今後検討すべき課題】

⑧評価解説(え)：

茅ヶ崎市の市域の CO<sub>2</sub>排出量、エネルギー消費量は「家庭」「産業(製造業)」「業務その他」の部門では、現行の本市の「環境基本計画(資-46)」に記載されているように、資エネ庁が公表している「都道府県別エネルギー消費統計」の神奈川県データを、世帯数、製造品出荷額、延床面積の県との按分比(1～2%程度)で推算している。即ち、茅ヶ崎市の市民・事業者が、仮に CO<sub>2</sub>排出量を県の他の市区町村の削減に比べて 10%多く削減したと仮定しても、この推算法では茅ヶ崎市の削減率は僅か約 0.1～0.2 ポイントの増加になり、市民・事業者の本市特有の事業の取り組みに応じた努力・貢献が殆ど反映されない推算法である。但し、現状これ以上の推算式が考えられないことから、環境省が【標準的算定手法】として推奨しているのが現状(今後も)である。

又、環境省が公表している「自治体排出量カルテ、茅ヶ崎市」では、茅ヶ崎市(神奈川県)の部門・分野別 CO<sub>2</sub>排出量構成比を比較すると、  
「産業」：37%(41%)、「業務その他」：17%(21%)、「家庭」：25%(20%)、「運輸」：18%(15%)、「廃棄物分野(一般廃棄物)」：2%(1%)であり、{「産業」+「業務その他」}部門では、神奈川県は県全体の CO<sub>2</sub>排出量の 62%で、茅ヶ崎市は市全体の 54%であり、それぞれ「家庭」部門の約 3.1 倍、及び 2.2 倍である。

又、「家庭」部門の排出量に相関があると考えられる「廃棄物分野（一般廃棄物）」に於いても、市内のCO<sub>2</sub>排出量比率が2倍も異なるように、県全体平均と海岸に近く温暖な気候の市内の家庭からのCO<sub>2</sub>排出量を世帯数で按分比しているデータが適切かは判断し難い。

又、「産業」部門に於いて業種毎に按分比を乗じて算定しているが、「産業（製造業）」部門を例にすると、規模・原料及び使用燃料・製造方法・温暖化対策方針等のカーボンプライシングが企業毎に異なり、必ずしも製造品出荷額に比例すると判断するにはデータが少ない。審議会委員であるが、一市民として、年次報告書に数値が図表で示されると、その算定方法が毎年の年次報告書には記載がないため、鵜呑みにしてしまっていた。茅ヶ崎市の実績値を何らかの指標として示してもらいたい。「茅ヶ崎エコネット」の環境家計簿のエネルギー消費量のデータは、茅ヶ崎市の自然・社会・生活環境を反映した市民及び事業者の実績値である。「茅ヶ崎エコネット」は現在1,178世帯がエコファミリーに登録している。又、28の企業・団体等がエコ事業者に登録（1件非公開）されている。その中で、環境家計簿の記録を記載している世帯数は不明であるが、仮に、約400世帯以上（エコファミリー登録世帯の約1/3）の記録があれば、許容度（誤差）：±5%、信頼度（確度）：95%で、「家庭」部門のエネルギー消費量及びCO<sub>2</sub>排出量の統計学上の実績値と見做せる数値が得られる。即ち、令和7年現在の本市の全世帯数108,464世帯を母集団としたサンプルとしての世帯毎のエネルギー消費量（電気、都市ガス、LPG、灯油）のデータが回収出来ていることになり、「家庭」部門の実績値として使用出来、非常に効果的である。

尚、CO<sub>2</sub>排出量の算定方法のマニュアルで紹介している水俣市の場合の全世帯数の約1割から数値データを回収・統計処理解析を実施して信頼度（確度）が高いデータのような調査結果の信頼度は期待出来ないが、按分比或いは定性的なアンケート調査結果の使用よりは精度・確度は高い。

環境家計簿記載のメリット（例えば、毎年の月毎のエネルギー消費量、電気料金等の使用エネルギー単位での数値が自動保存され、気候の変化・料金高騰等の家計への影響の程度を過去に振り返ってチェックが出来る。国等からのエネルギー料金補助の効果も“見える化”が出来る。本人の日常生活からのCO<sub>2</sub>排出量の状況管理が可能となる）等をアピールした広報も普及・啓発の取り組みに含めることは効果的である。又、多くの本市在住の市職員の方々も市の業務としてではなく、温暖化対策に資する自己啓発行動として、参加を期待する。又、審議会委員は既に登録・環境家計簿記載の方々が多いと思料するが、是非協力してもらいたい。

尚、エコ事業者の環境家計簿も活用出来るものと思料する。

⑩評価解説(お):

多岐に亘る省エネ、地球環境・温暖化対策に関する普及・啓発活動は重要で、継続することに意義はあるが、本市の「環境基本計画(p.97)」の「計画の進行管理のイメージ」に記載されている PDCA サイクルによる計画・取り組みの継続的な改善が殆ど機能していない。P(計画)⇒D(実施)まで報告に終始していて、ほぼ全ての事業の取り組みに関して、年次報告書には、「・・・行い(図り)ました」「・・・38~46 配布(実施、公開)しました」「・・・情報提供(発信、提唱)しました」「・・・開催しました」の記載で取り組みの証拠(?)としての写真の掲載が多く、見た目は“Catchy”ではあるが(ある意味では重要であるが?)紙面の多くを占有してしまっている。

C(点検・評価)⇒A(見直し)⇒P(次年度計画)の取り組みは年次報告書に記載が無い。私見ではあるが、施策指標が市民事業者のアンケート結果が殆どであることから、普及・啓発の意味を市民及び事業者の意識向上のみに取り違えて、本来の政策目標達成に資する施策の目標を誤解しているとしか考えられない。少なくとも半分以上の取り組み(本来なら全ての取り組み)に対して、点検及び取り組みの市としての要因分析・具体的な評価が無く、漠然とした概要での課題の記述に終わっている。次年度の取り組みもほぼ前年度の記述と同様の短い記述で、年次報告書の(資-38~46)に体裁良く(整えて)掲載されているだけで取り組みの意義・内容、施策・政策目標達成不可欠、或いは優先度などの審議をした記憶は無い。審議会での提言・評価結果は反映されることなく、前年度の年次報告書(案)に記載されているとして修正することなく、市が審議会以前に決めた事業の取り組みを実施したかどうかの評価だけである。

従って、文科会での事業評価は、年次報告書の記載内容で、取り組みを実施したかしていないかの単に Yes or No の評価で終わり、PDCA サイクルの C(点検・評価)は機能していない。取り組みの内容の審議を実施するとしても、審議結果はこれまでのように反映されることなく、次年度の計画に対してのみの評価にならざるを得ない。しかも、年次報告書の記載には、Keyword だけで取り組みの意義・内容の記載が無い。取り組みの結果、更には審議会の評価、提言は殆ど無視されている。何のための審議会の評価なのか疑問である。

⑭評価解説(か):

太陽光発電設備・システムの PPA(Power Purchase Agreement)の情報を提供し、推進しているが、茅ヶ崎市の自然・社会・生活環境状況に鑑みると何らかの支援が必要と思料する。導入設備は最低十年以上の使用が前提条件であることから、大きく以下の 2~3 の問題が有って断念するケースがある。①不動産所有者(契約者)が高齢である。②海岸に近い地域では塩害等で維持費が掛かると共に、発電効率の厳しい経年劣化を考慮すると PPA 受託会社のメリットは非常に少ない。

又、マンションに対しては、③屋上(将来候補のペロブスカイト型太陽光発電では窓・外壁も)は共有設備であり、総会で3/4以上の賛同が必要であること等が主たる理由で、これらの欠点を解決するには、契約者及びPPA受託運用会社の双方への保証・補助等が必要である。市(行政)が本気でPPAを推進するのであれば、不動産所有者の高齢化が進むと共に居住地域が海岸側で増加しつつあること等を、市の予算も勘案して実現が見通せる政策・施策事業の取り組みの検討が重要と思料する。

尚、若い不動産所有者にPPAによる「0円ソーラー」の紹介は効果的と思料するが、契約満了の十年後問題(無料で所有権を持てるが、維持費は?)等が残るが、・・・?

#### ⑮評価解説(き):

環境省の「地方公共団体実行計画(区域施策編) 策定・実施マニュアル(算定手法編) Ver.2.0」に記載されているように、市内の再エネ導入量の目標設定には全国の2030・2040年度導入見込み量に、導入ポテンシャルの全国と本市の導入ポテンシャルの比を乗じて求めることが示されている。Google EIEのオンラインツールの中に、ユーザが自由に目的及び地域に合わせた条件を設定して太陽光の導入ポテンシャルを推定するメニューがある。

又、「自治体排出量カルテ、茅ヶ崎市」では、環境省が令和7(2025)年3月にリニューアルした再エネ情報提供システム REPOS(リーポス; Renewable Energy Potential System)を使用して、茅ヶ崎市の再エネ導入ポテンシャルを掲載している。年次報告書でGoogle EIEのオンラインツールを紹介するだけでなく、市内の太陽光発電等の再エネ導入量の推算に使用し、環境省が示している再エネ導入目標に準じて、市内の再エネ導入の状況の評価することに活用し、年次報告書等で公表することは重要であり、今後検討すべき課題である。

#### ⑯評価解説(く):

「年次報告書(資-5)」の<電力のCO<sub>2</sub>排出係数の経年変化>に図示されている電力の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量(調整後)の棒グラフを資-4の<市域のエネルギー消費量の推移>で示している図と同様に、各部門の排出量の積み上げ棒グラフで図示することが、部門毎の再エネ導入効果の重要性を示すことに繋がることから、有効な報告手法である。来年度以降は、都市ガスも電気と同様に、調整後排出係数が供給事業者毎に公表されていることから、更に、都市ガスは2050年カーボンニュートラル都市ガス100%導入を目指していることから、都市ガスのエネルギー消費量に関しても同様の図を報告することも重要となる。

基準年度に遡ったデータ(基準年度以降、数回各種燃料の温暖化係数、CO<sub>2</sub>排出係数が改定されている事にも注意)を使用した CO<sub>2</sub>排出量の年度推移も含めた図の掲載も検討しておくことが望ましい。

## 施策⑰公共施設の省エネルギーの推進

### 【評価できる点】

#### ⑩評価解説(け):

興味深い監査報告及び改善提案を抜粋して、評価根拠として以下に示す。何れの対象所属も積極的に C-EMS の運用に取り組んでおり、全庁目標達成に向けた「エコオフィス行動ルール」の取組目標が適切に設定されている。熱中症対策のため空調を使用する機会が増えている。中にはクーリングシェルターに指定されている施設には対応しなければならない施設もある。

また、機器の老朽化施設もある。逆に減少した施設では、空調を職員の集中管理にした青少年会館では令和 4 年度と 5 年度において、前年度比のエネルギー使用量 8.9%の削減を達成している。

監査の対象期間を 2 過年度分拡大したことで、PDCA サイクルを意識した取組みに繋がるものと考え、引き続き継続すると良い。事務局では C-EMS 改善提案に基づき、太陽光発電の公共施設への導入調査や再エネ由来の低炭素電力を進めており、温室効果ガスの取組について積極的に行っている。

エネルギー使用量に関しては、猛暑の影響や施設設備の充実化(熱中症対策のための空調増設等)により増加している。空調の温度設定の範囲を定め、職員による空調の管理を徹底する等が見受けられたが、施設による運用改善だけでは省エネの取組は難しいため、高効率機器の導入や公共施設の ZEB 化等の推進がより必要となって来る。

環境法令に関しては様式を作成し、自部署に該当する法令の特定は多くの部署でできているものの、遵守事項の理解不足が見られた。今後のさらなる研修や周知の徹底等の取組が望まれる。

市では改正省エネ法における「エネルギー消費量前年度比マイナス1%」が未達成となっている。エネルギー消費量は、毎年増加しており、エネルギーを無駄に使わないという職員自身の意識が必要であり、目標達成年度が 6 年後となっていて、設備更新による抜本的な省エネ化が急務である。施設の設備更新や省エネ機器の導入にあたっては、所管課がそれぞれ対応している。設備更新は省エネ化の最大の機会となるため、高効率な設備の選定その他、設備の燃料転換、ダウンサイジング(例:照明を LED に更新して、少ない本数に変更等)の検討が必要である。又、更新前後での検証も必要である。

「水銀に関する水俣条約第 5 回締約国会議」に於いて、全ての一般照明用蛍光灯について、製造と輸出入の禁止が 2027 年末までと決定した。今後は LED 照明への切替えが求められる。設備更新を早急に進めていくことが望まれる。使用エネルギーは電気のための松林出張所に於いて施設全体の直管型蛍光灯を LED に変更した場合の電気使用量の削減効果の、興味深い試算方法・結果が示されている。照明の LED 化：削減率 26.0%、空調設備更新：削減率 50.0%、合計：削減率 50.9%

現在の C-EMS では、表彰制度を設け応募してきた優良な取組の普及啓発を行っている。しかし、施設で独自の取組を行っており、発信出来る取組が見受けられている優良な取組内容の啓発は、ホームページや庁内のシステム上の周知に留まっているが、実際に各施設で同じ取組が実施出来ないかアンケート調査等を所管課・施設に実施したり、自己チェックアンケートの項目で質問項目として取り入れたりし、行動することを働きかけていくことを提案している。

#### 【今後検討すべき課題】

##### ⑨評価解説(こ)：

市立病院を含めた市の 5 箇所の公共施設に対して「再生可能エネルギー100%」の電気に切り替えたことは「ゼロカーボンシティ」としての範を示す点でも高く評価出来る。しかし、「年次報告書(資-6)」<市の事務・事業における温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の排出状況(1)エネルギー起源の温室効果ガス排出量>に、『令和 5(2023)年度の市の事務・事業における CO<sub>2</sub>排出量は 21,004 t-CO<sub>2</sub>となり、基準年度の 16,266t-CO<sub>2</sub>と比較すると、29.1%増加、前年度比では 55.4%増加となりました。CO<sub>2</sub>排出量の大幅な増加は、CO<sub>2</sub>基礎排出係数の大幅な上昇が要因と考えます。なお、CO<sub>2</sub>排出量の排出源としては、各年度で電気の使用が多くを占めています。』の記載がある。更に、棒グラフで示す図に於いても令和 5(2023)年度の CO<sub>2</sub>排出量の急激な増大を強調して示している。取り組みで、「再生可能エネルギー100%」の電気に切り替えたことを CO<sub>2</sub>排出量で読者の市民に分かり易く説明するための図ではなく、逆に CO<sub>2</sub>基礎排出係数を使用して、全く効果がなかったような報告書に、その意図が理解出来ない。温対法は今年の 2 月に改定され、4 月 1 日に施行されている。市から国への報告は猶予期間が有り、次年度以降でも良いとされているが、市民への報告が主目的と思料する年次報告書では温対法に準じて、今年度の年次報告書に於いても CO<sub>2</sub>調整後排出係数を使用して年次報告書に記載し、「再生可能エネルギー100%」の電気に切り替えたことで、CO<sub>2</sub>排出量が大きく低減されたことをアピールすることが、再生可能エネルギーの推進のためにも効果があると思料する。「再生可能エネルギー100%」の電気に切り替えたことは評価出来るが、年次報告書は市民目線で有るべきではないかと評価出来ない。実際 CO<sub>2</sub>調整後排出係数を使用して算定した CO<sub>2</sub>排出量は、補足のよう、「年次報告書(資-9)」に表記しているように算定結果が無

い訳ではなく、その CO<sub>2</sub>排出量削減は基準年度 1,139 t-CO<sub>2</sub>から 2,793 千 t-CO<sub>2</sub>にまで削減され、基準年度比 75%強の削減に相当し、基本計画の政策目標 26%削減、「基本計画(p.78)」に記載が有る市の事務事業が属する市域の「業務その他」部門の 44% 削減、2030 年の国の削減率 40%、更には現行の国全体の NDI(Nationally Determined Contribution)目標 46%削減、神奈川県目標 50%削減、又、内閣府が現行の実行計画として策定・公表している「業務その他」部門の 51%削減の目標までも達成していることになる。それほどまで、市の施設の「再生可能エネルギー100%」の電気に切り替えたことにより CO<sub>2</sub>排出量削減効果あったことを報告しない理由が全く理解出来ない。

## 施策⑱再生可能エネルギーの適切な導入の推進

### 【評価できる点】

#### ⑧⑨評価解説(さ)：

年次報告書の p.55 の『施策⑱の令和 6 年度の主な取り組み実施状況』の記載は全て一言一句同一の文章が施策⑱に記載されていて(全て、コピペ！再掲！)、施策⑱と施策⑱で同じ取り組みである。同一取り組みで複数の目標があるケースを否定しないが、このページの表現は「施策⑱の取り組みと同じである。」の1行で済む。施策⑱及び施策⑱の説明は同一取り組みで、複数の目的で実施したとして、目的は施策指標から推測出来ることから、施策⑱の目的に即した観点からの取り組みの結果・進捗・評価を記載し、必要であれば事業・取り組みの見直しを記載があれば評価出来る。施策⑱の適切な事業評価としては、『報告不十分で評価無し、施策⑱で評価済』としたいが、・・・？

#### ⑨評価解説(し)：

以下の評価・コメントは、施策評価であり、事業評価には相応しくないことから、参考まで；

唯一、結果が記載されているのは、年次報告書の p.54 の施策指標の表中に記載のある現況値であり、過去 2 年の年次報告書のデータと比較した結果を以下に示す、

令和 3(2021)年度：10 kW 未満：4,567 件(18,431 kW)、10kW 以上：293 件(5,275 kW)

令和 4(2022)年度：10 kW 未満：4,955 件(20,303 kW)、10kW 以上：294 件(6,525 kW)

令和 5(2023)年度：10 kW 未満：5,362 件(22,101 kW)、10kW 以上：293 件(6,575 kW)

太陽光発電設備導入件数及び(設備容量)は、自家消費型の 10 kW 未満が約 400 件/年、(200 kW)/年で、売電型の 10 kW 以上が約 1 件(50 kW)/年であり、ほぼ一定の増加傾向であり、10 kW 未満の設備は中間・期末目標共に、順調に達成出来る見通しであるが、10 kW 以上の設備は中間・期末目標共に大きく未達が推測出

来、トータルの太陽光発電設備容量に於いても中間・期末目標共に未達が推測出来、特に大容量の太陽光発電設備導入が重点的な広報活動となることが伺えることから、企業・事業所・投資家等にメリットをアピールする活動に重点を置く取組みに転換することが効果的であると言える。

#### 【今後検討すべき課題】

##### ⑥評価解説(す)：

自家発電・自家消費型の小型太陽光発電設備のデータの取得は公表データからでは殆ど不可能であるが、FIT(固定価格買取制度)・FIP(フィードインプレミアム制度)を使用して売電している太陽光発電設備の電力量は資エネ庁が昨年から公表を開始した市区町村別逆潮流のデータから太陽光発電からの売電電力量(逆潮流)のデータが取得可能である。又、環境省が公表している「自治体排出量カルテ、茅ヶ崎市」からも太陽光発電からの電力量のデータは取得可能である。

##### ⑦評価解説(せ)：

太陽光発電設備・システムの PPA(Power Purchase Agreement)の情報を提供し、推進しているが、茅ヶ崎市の自然・社会・生活環境状況を鑑みると何らかの支援が必要と思料する。導入設備は最低十年以上の使用が前提条件であることから、大きく以下の 2~3 の問題が有って断念するケースがある。①不動産所有者(契約者)が高齢である。②海岸に近い地域では塩害等で維持費が掛かると共に、発電効率の厳しい経年劣化を考慮すると PPA 受託会社のメリットは非常に少ない。

又、マンションに対しては、③屋上(将来候補のペロブスカイト型太陽光発電では窓・外壁も)は共有設備であり、総会で 3/4 以上の賛同が必要であること等が主たる理由で、これらの欠点を解決するには、契約者及び PPA 受託運用会社の双方への保証・補助等が必要である。市(行政)が本気で PPA を推進するのであれば、不動産所有者の高齢化が進むと共に居住地域が海岸側で増加しつつあること等を、市の予算も勘案して実現が見通せる政策・施策事業の取り組みの検討が重要と思料する。尚、若い不動産所有者に PPA による「0円ソーラー」の紹介は効果的と思料するが、契約満了の十年後問題(無料で所有権を持てるが、維持費は?)等が残るが、・・・?

##### ⑧評価解説(そ)：

環境省の「地方公共団体実行計画(区域施策編) 策定・実施マニュアル(算定手法編) Ver.2.0」に記載されているように、市内の再エネ導入量の目標設定には全国の 2030・2040 年度導入見込み量に、導入ポテンシャルの全国と本市の導入ポテンシャルの比を乗じて求めることが示されている。Google EIE のオンラインツールの中に、ユーザが自由に目的及び地域に合わせた条件を設定して太陽光の導入ポテンシャ

ルを推定するメニューがある。又、「自治体排出量カルテ、茅ヶ崎市」では、環境省が令和 7(2025)年 3 月にリニューアルした再エネ情報提供システム REPOS(リーポス; Renewable Energy Potential System)を使用して、茅ヶ崎市の再エネ導入ポテンシャルを掲載している。年次報告書で Google EIE のオンラインツールを紹介するだけでなく、市内の太陽光発電等の再エネ導入量の推算に使用し、環境省が示している再エネ導入目標に準じて、市内の再エネ導入の状況を評価することに活用し、年次報告書等で公表することは重要であり、今後検討すべき課題である。

#### 施策⑭環境に配慮した活動への支援

##### 【評価できる点】

###### ⑦評価解説(た):

市民活動団体等が実施する自然観察会等の 6 団体、30 事業の開催情報、及びビーチクリーンや自然環境保全活動等について、市ホームページ等で情報発信・周知する等の協力、環境に関するイベント等の 9 事業の後援、更には環境学習会に講師を派遣したこと等、多岐に亘る環境活動と共に、エコワット、騒音計、振動計、水質測定物品の貸出しの周知、パックテストの提供等を行ったことは評価出来る。

###### ⑧評価解説(ち):

「脱炭素ポータルサイト」の「事業者向け情報」ページで、引き続き情報発信しました。「ちがさきエコネット」バナー広告に 5 件の掲載を行った。茅ヶ崎市及び寒川町の事業者に対し、「カーボンニュートラル 補助金活用セミナー」を開催して、省エネ事例や神奈川県補助金の活用の説明、個別相談を実施すると共に、民間企業向け講演会～気候変動対策について～を開催したことは評価出来る。

#### 施策⑮環境に関する情報の発信

##### 【評価できる点】

###### ⑨評価解説(つ):

毎年恒例の「ちがさき環境フェア 2024」を開催し、スペシャルイベント「気象予報士 山神明理さんと考える地球温暖化」ほか、市民団体や事業者によるパネル展示やワークショップ、スクールエコアクション活動展、アロハシャツのリユース等を通し、環境に関する情報発信を行ったことは評価出来る。